

【公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）平成20年4月（令和6年12月改訂）】修正履歴

※ページ数は修正時点のものです。今後の修正によりページが前後する可能性があります。

| 日付      | ページ  | 段落番号                            | 新   | 旧   |
|---------|------|---------------------------------|---|---|
| R7.3.19 | P11  | 第1章第3節第1<br>(2)                 | (認定法第43条第2項) <u>を担っ</u><br><u>ており、</u>  | (認定法第43条第2項) <u>で</u><br><u>あり、</u>       |
|         | P25  | 第1章第3節第2<br>(1)                 | (脚注22削除)  | 申請書の補足情報として記載され<br>た事業の公益性等に関する説明22       |
|         | P49  | 第2章第2節第2<br>(1)                 | 不特定多数の者の利益の増進   | 不特定 <u>かつ</u> 多数の者の利益の増進                  |
|         | 同上   | 第2章第2節第2<br>(2)                 | 不特定多数の者の利益の増進   | 不特定 <u>手数</u> の者の利益の増進                    |
|         | P53  | 第2章第2節第2<br>(6)                 | 結果を公表 <u>してい</u> なかつたり、   | 結果を公表 <u>してい</u> ない、                      |
|         | P66  | 第2章第2節第2<br>(15)                | 寄附確約の書面で寄附予定者の意<br>思及び内容を確認する。寄附確約<br>の書面で財源を確認した法人につ<br>いては、認定後、速やか(例えば<br>認定後3か月)に実際の入金を確<br>認し、入金が確認できない場合<br>には、勧告等の措置を速やかに講<br>じる。 | 寄附確約の書面で寄附予定                              |
|         | 同上   | 同上                              | ○後掲の「公益性及び不特定多数<br>性の確認のためのチェックポイン<br>トの判断基準」参照   | (追加)                                      |
|         | P95  | 第3章第1 (12)                      | 一方で、突発的に①～③の <u>い</u> ずれ<br><u>か</u> の基準を超えた法人等に  | 一方で、突発的に <u>収益の額</u> が100<br>億円以上となった法人等に |
|         | P101 | 第3章第1 (14)                      | 一方で、突発的に <u>収益、費用・損<br/>失</u> の <u>い</u> ずれ <u>か</u> が  | 一方で、突発的に <u>収益及び費用・<br/>損失</u> が          |
|         | P102 | 同上                              | 認定法第5条第15号及び第16号<br>における子法人とは、  | 子法人とは、                                    |
|         | 同上   | 同上                              | 認定規則第4条及び第5条におけ<br>る子法人は認定規則第1条で定義<br>されている。  | (追加)                                      |
|         | 同上   | 同上                              | 理事会の決議によって <u>法人</u> の業務<br>を執行する   | 理事会の決議によって <u>一般社団法<br/>人</u> の業務を執行する    |
| 同上      | 同上   | 当該 <u>法人</u> の業務を執行したその他<br>の理事 | 当該 <u>一般社団法人</u> の業務を執行し<br>たその他の理事   |   |

|              |                        |                                     |   |
|--------------|------------------------|-------------------------------------|---|
| P103         | 同上                     | 社員とは、法人法上の社員を指す。                    | 社員とは、法人法第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づく定款上の社員を指す。 |
| 同上           | 同上                     | 行政庁の認可を受けた公益法人等である場合は、              | 行政庁の認可を受けたいわゆる移行法人である場合は、                 |
| P107<br>P109 | 第 3 章第 2<br>第 3 章第 2 ② | 確認書（様式集 31 頁参照）                     | 確認書（様式集 30 頁参照）                           |
| P115         | 第 4 章第 2               | 別添「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」（様式集 29 頁参照） | 別添「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」（様式集 28 頁参照）       |
| P116         | 同上                     | （「役員等名簿」様式集 30 頁参照）                 | （「役員等名簿」様式集 29 頁参照）                       |
| 同上           | 同上                     | （「株式等の保有状況」様式集 28 頁参照）              | （「株式等の保有状況」様式集 27 頁参照）                    |
| 同上           | 同上                     | 別表 A（様式集 10 頁又は 11 頁参照）             | 別表 A（様式集 11 頁又は 12 頁参照）                   |
| 同上           | 同上                     | 別表 C（様式集 21 頁参照）                    | 別表 C（様式集 20 頁参照）                          |
| 同上           | 同上                     | 様式集 31 頁参照                          | 様式集 30 頁参照                                |
| P118         | 同上                     | 認定法第 8 条の規定による許認可等行政機関の意見を          | 認定法第 8 条の規定による許認可等行政機関の意見                 |
| P120         | 第 4 章第 3 ②             | 申請書記載事項が変更される場合には、                  | 申請書記載事項が変更される場合には、                        |
| P123         | 第 4 章第 4 ⑤             | 「別紙 2 法人の事業について（様式集 7 頁）」           | 「別紙 2 法人の事業について（様式集 6 頁）」                 |
| P162         | 第 5 章第 2（2）            | 様式集 52 頁                            | 様式集 51 頁                                  |
| P195         | 第 5 章第 2 節第 1（1）①      | 事業ごとに、申請書に記載された公益目的事業との対応関係         | 事業ごとに（申請書に記載された公益目的事業との対応関係               |
| P196         | 第 5 章第 2 節第 1（1）③      | （認定規則第 45 条第 3 号）                   | （認定規則第 44 条第 3 号）                         |
| P198         | 第 5 章第 2 節第 1（2）       | 活動計算書（令和 6 年公益法人会計基準を適用する場合）        | 活動報告書（令和 6 年公益法人会計基準を適用する場合）              |
| P203         | 第 5 章第 2 節第 1（2）④ウ     | 「事業活動に関する重要な事項」（様式集 43 頁）           | 「事業活動に関する重要な事項」（様式集 44 頁）                 |
| P208         | 第 5 章第 2 節第 1（2）⑥      | 公益法人としての透明性を確保するとともに、               | 公的法人としての透明性を確保するとともに、                     |
| P210         | 第 5 章第 2 節第 1（4）       | 確認書（様式集 64 頁参照）                     | 確認書（様式集 61 頁参照）                           |

|  |     |  |                  |            |
|--|-----|--|------------------|------------|
|  |     | 脚注<br>37, 41, 42, 43, 51, 56,<br>59, 60, 61, 205 | F A Q (令和5年12月版) | F A Q      |
|  | P93 | 脚注 77  | 様式 31 頁参照。       | 様式 30 頁参照。 |